

東海村自然調査員 presents
自然調査最前線！！



「東海村を駆ける野鳥」

動物部門 山口 萬壽美

生物多様性の観点で、「東海村の自然誌」(2007年3月発行)などからみると、157種類の野鳥の記録があり、その主な特徴として、冬鳥(39.5%)、留鳥(30.6%)、夏鳥(14.0%)等があります。その記録を基にするとともに、本村の鳥たちのレッドリスト等も考慮すると、初版・2版の制作中には珍謎鳥が多く見られ、期待感が大きかったのを思い出します。今回も、胸を弾ませながら観察に出掛けています。

ホトトギス～托卵(たくらん)の村・東海村～

7月30日、村松小学校での早朝野鳥観察会の際、アズマネザサやマツ等の混交林でウグイスが多くさえずり、ホトトギスもさえずっていました。ホトトギスはカッコウ科の鳥で、アオジやモズ、ウグイス、オオヨシキリ等に托卵する習性を持っています。村松小学校での光景が、8月5日の阿漕ヶ浦や押延ため池周辺でも数羽見られました。



阿漕ヶ浦のオオヨシキリ

現在、村の自然調査団が、村内全域で自然調査を行っています。村内での動・植物の発見や疑問等、お気軽に事務局へお寄せください。

■問い合わせ 生涯学習課文化・スポーツ振興担当(☎282-1711 内線1423)

DV被害

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、配偶者や内縁の妻(夫)、婚約者など親密な関係にある者からの暴力を指す言葉であるということは、皆さんご存じかと思います。しかしDVの理解がその防止に結びついているかといえ、年々相談件数が増えている現状から、そうではないといえます。DV被害者のほとんどが女性であることから、夫から妻へのDVによる支配とコントロール、そこから生まれる感情・行動の例を紹介します。

交際当時は彼からの暴言が主でした。しかし女性はそれをやきもち・愛情表現の一つととらえ結婚。間もなく暴言のほかに殴るといった行為が始まりました。しかし、暴力の後は優しくなる夫に妻は、「本当は優しい夫なのに、自分が悪いから…」と自分を卑下していきます。夫は妻を支配し、妻はそれを受け入れるという、不思議な依存関係になり、暴力から抜け出す気力を失っていきます。誰かに相談しても「怒らせたあなたが悪い。逆らわなければいいのよ」といった無責任な言葉が返ってきます。妻は自分を認めてほしくて相談したはずが、逆に欠点を指摘されます。ますます自責の念に駆られます。一方夫は「俺が正しい。そもそも相手は自分の非を認めている。こっちの方が被害者だ」と女性に責任を転嫁します。これは、暴力男性の常とう手段でもあります。このような関係性が固定化すると、妻は身動きがとれなくなってしまいます。その間にも夫のDVは、暴言→暴力→たたき→殴る→蹴る→首を絞める…と必ずエスカレートしていきます。もし夫やパートナーからの暴力に悩んでいる方がいたら、一人で悩まず、「女性生活相談」をご利用ください。

■問い合わせ 村民相談室(☎287-0863)

国民年金
 だより



国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

国民年金の保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納めることができなくなりますが、9月30日(水)までに、過去10年以内の未納分保険料を納めることができる「10年の後納制度」が利用できます。

なお、10月1日(木)から「5年の後納制度」が始まりますが、「10年の後納制度」よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなりますのでご注意ください。

■後納制度を利用できる方は

- ① 20歳以上60歳未満で、過去10年以内に納め忘れの期間や、未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満で、過去10年以内に納め忘れの時期や未加入期間がある、または任意加入期間中に納め忘れの期間がある方
- ③ 65歳以上で、年金の受給資格がなく、任意加入をしている方

※すでに老齢基礎年金を受給している方は、後納制度を利用することはできません。

■申し込み

年金手帳または基礎年金番号が記載されている書類等をお持ちの上、水戸北年金事務所へ申し込みください。※戸籍簿本等が必要となる場合があります。

■問い合わせ

日本年金機構「国民年金保険料専用ダイヤル」(☎0570-011-050)、水戸北年金事務所(水戸市大町2-3-32 ☎23局2381)

